



出題・解説

八木会計事務所  
税理士

八木正宣

第1問

以下に挙げてある①～④の税金について、それぞれ直接税と間接税に分けてください。

①所得税  
②消費税  
③法人税  
④たばこ税

解説

直接税、間接税についての議論を新聞等でよく見かけますが、直接税や間接税というのは、税金を納める方法による分類のことをいいます。

直接税とは、税金を負担する人が、直接納税先に納める税金で、法人税、所得税、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税などがあります。

法人税や所得税などの直接税は、所得に応じて税額が決まるとい性質があります。所得の多い人はより多くの税金を納めることになり、重税感が強いのが特徴です。

他方、間接税とは、税金を負担する人が直接でなく、利用する店舗の事業主等を通じて納められる税金のことをいいます。つまり、間接税は払う人と納める人が異なる税金であり、消費税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、入湯税などがあります。

る税金であり、消費税、たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、入湯税などがあります。

間接税については、所得の多い人が、必ずしも多くの税金を払うとは限りません。例えば、消費税は所得の多い・少ないに関係なく、サービスを受けた、商品を購入することで税金を負担しています。

日本においては、平成元年に消費

第2問

以下に挙げてある①～⑤の税金について、それぞれ国税と地方税に分けてください。

①所得税  
②住民税  
③固定資産税  
④相続税  
⑤不動産取得税

解説

日本の税金の種類は、多種多様となっています。

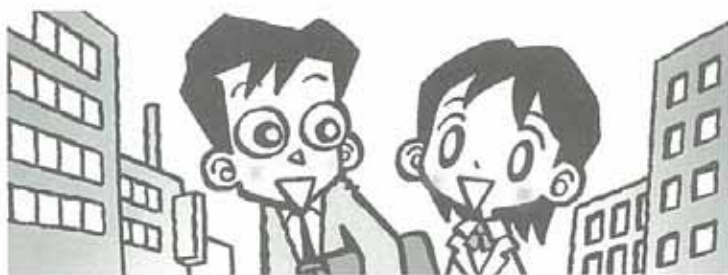
それらの税金は、①儲けに対し

費税が導入され、平成9年には消費税率もアップされたため、間接税の占める割合が増えてきました。しかし、それでもヨーロッパ諸国に比べるとまだまだ直接税の比率が高くなっています。

ヨーロッパ諸国は、早くから間接税を導入し、税収を福祉関係に充てています。日本でも、間接比率（消費税率）をアップさせて、福祉目的に限定して充てようといった議論が盛んに行われています。

以上から、本問題の正解は、①③が直接税、②④が間接税となります。

て課税しようとする所得課税、②財産を取得した、あるいは保有していることに対して課税しようとする資産課税、③サービスやモノ



## テーマ 税金の種類と分類方法

### ●国税・地方税の税目

	国税	地方税		国税	地方税
① 所得課税	所得税	個人住民税	③ 消費課税	消費税	地方消費税
	法人税	個人事業税		酒税	地方たばこ税
		法人住民税		たばこ税	軽油引取税
		法人事業税		たばこ特別税	自動車取得税
		道府県民税利子割		揮発油税	ゴルフ場利用税
		道府県民税配当割		道府県民税株式等譲渡所得割	地方道路税
② 資産課税等	相続税・贈与税	不動産取得税	石油ガス税	自動車税	
	登録免許税	固定資産税	自動車重量税	軽自動車税	
	印紙税	都市計画税	航空機燃料税	鉱産税	
		事業所税	石油石炭税	狩猟税	
		特別土地保有税	電源開発促進税	鉱区税	
		等	関税		
		とん税			
		特別とん税			

※財務省ホームページより

を消費したことに對して課税しようとする消費課税に分類されます。

さらに、税金を課税する側が、国、都道府県、市区町村と分かれて存在し、それぞれ独自の制度で

税金を課税しています。そして、国が課税する税金を国税、都道府県や市区町村が課税する税金を地方税と呼んでいるのです（代表的な国税・地方税については図表参照）。

平成19年度より、国の所得税から地方の市県民税へ3兆円の税源移譲が行われます。各地方自治体が自主性を発揮し、住民に、より身近なサービスをやるように国が進めてきた三位一体改革の一環です。

今までは、地方自治体は国が国税として集めた財源の中から補助を受けており、結果、地方自治体の行政システムは国に依存してきました。

今後、地方自治体への地方分権が進んでいけば、皆さんが住んでいる地方自治体によって地方税額に格差が広がってくるかもしれません。

以上から、本問題の正解は、国税が①④、地方税が②③⑤となります。

88